

神奈川県立かながわアートホール
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

平成31年4月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
○伊藤 裕夫	日本文化政策学会理事	学識経験者
尾山 健一	Mr. Bones（トロンボーンアンサンブル） 所属	施設利用者
◎草加 叔也	(有)空間創造研究所代表取締役	ホール運営（事業精通者）
藏本 隆	公認会計士、税理士	経理識見者
高田 久美子	神奈川新聞社文化部長	マスコミ（行政識見者）
山邊 鉄也	社会保険労務士	労務管理識見者

2 スケジュール

- 平成30年10月22日 第1回委員会開催(施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)の意見聴取)
- 平成31年1月21日 募集要項配布
- 平成31年1月21日 質問の受付
- 平成31年2月26日 現地説明会 参加団体 5団体
- 平成31年3月18日 募集受付終了 応募団体 1団体
- 平成31年4月15日 第2回委員会開催（申請書類の評価点等を協議）

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については、非公開とし、面接評価については公開として開催した。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、文化課において神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行うとともに、第2回委員会にてプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行った。

(3) 外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上 (50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1号 住民の平等利用が確保されること 条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること 条例第5条第7号（規則第3条第2号） 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること 	事業計画書 I-1
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針 	5	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること 条例第5条第7号（規則第3条第1号） 必要な人材を確保することが認められること 	事業計画書 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	施設の活性化及び利用促進・サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特性を活かし、有料公演の増や広報の充実など施設を更に活性化し、人を呼び込むための運営方針、内容等 より多くの利用を図るために行う事業の実施方針、広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 手話言語条例への対応及び外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 利用料金の設定、減免の考え方 	25	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第7号（規則第3条第2号） 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること 	事業計画書 I-3 (1)

		自主事業実施に関する業務	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5		事業計画書 I-3 (2)
	(4) 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 I-4
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携、地元企業への業務委託等	・地域人材の活用、地域との協体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第5条第7号(規則第3条第2号) 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書 I-5
II 管理経費の節減等(25)	(6) 節減努力等※1	節減努力等	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 <hr/> 提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) ×25 注1: 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2: 評価点は小数点以下切捨てとする。	25	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書 II-6
III 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第5条第4号 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること	事業計画書 III-7

(8) 財政的な能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書 Ⅲ-8
(9) コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備に関する法規や労働関係法規などの法令順守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。)	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 Ⅲ-9(1)
	環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			事業計画書 Ⅲ-9(2)
	障がい者等への配慮	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応及び外国人等に対するコミュニケーションにおける支援			事業計画書 Ⅲ-9(3)
	社会貢献活動等	・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組			事業計画書 Ⅲ-9(4)
(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 Ⅲ-10

	(11)これまでの実績	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定管理者の指定取消しの有無 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第5条第4号指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること ・条例第5条第3号関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること 	事業計画書 III-11
--	-------------	---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の点数は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ(横浜市)	39	25	16	80

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ
-----	---------------------------

(1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針】

○管理運営方針の視点

- ①年齢や性別、国籍に関わらず様々な人々が音楽文化を享受できる機会を広げます。
- ②県民参加による文化芸術のコンサートやイベントを開催することで、個性豊かで活力に満ちた、地域社会の発展に寄与します。
- ③他の文化施設との連携により、多くの人が交流できる場づくり及び人材の育成を行います。

○管理運営方針

- ①優れた文化芸術の発信と醸成
- ②県民の多様なライフステージと趣向に合わせたサービスの提供
- ③利用者向けサービスの向上を目指した満足度の高い管理運営
- ④誰もが安心して利用できる施設の維持管理
- ⑤地域における新たな交流を促進
- ⑥公平・平等でコンプライアンス意識の高い管理運営
- ⑦効率的で効果的な管理運営による経費削減

【施設の維持管理】

- ・施設管理・舞台設備担当者は、年間の保守点検業務表を作成し維持管理業務を指揮する。
- ・特別な資格や技術を要する法定点検、日常点検等は、外部の専門業者に委託する。
- ・委託業務では、県が定める維持管理及び運営等に関する業務の基準に基づいた各維持管理業務を実施する。明確に業務内容を指示するとともに、業務点検には、スタッフが立ち会って状況を確認し、また委託業者に報告を求める。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】

○さらなる利用促進のための運営方針

- ①人々が気軽に、そして楽しんで集まることができる豊富なイベントやコンサートの開催
- ②様々な広報、宣伝媒体を使うことでの施設の認知度の向上
- ③利用者の満足度向上による愛される施設づくり
- ④施設の稼働率アップを目的としたスタジオの利用提案とリピーターの獲得
- ⑤関連施設や地域団体との連携による利用推進の取組

○施設の活性化のための具体的な取組

- 来館するきっかけづくりの推進による新たな利用者の獲得

① 音楽の裾野を広げ、多様なコンサートを開催

コンサート名	主な対象者	内容とねらい
カジュアルコンサート	全年齢層	気軽に優れた音楽を鑑賞していただく（抽選制）。
吹奏楽フェスタ （旧キッズコンサート）	ファミリー	近隣の中学高校の吹奏楽部による演奏
はじめての音楽会 NEW!	小学生およびそのファミリー	小学生およびそのご家族に向けて、音楽会に初めて足を運ぶきっかけを創出
ランチタイムコンサート NEW!	地域の主婦層 （乳幼児連れOK）	これまで来館されたことのない地域の主婦層や乳幼児を連れた方向けに気軽に来ていただく場の提供

② 音楽のジャンルを越えたイベントの開催

イベント名	内容とねらい
みんなの音楽プロジェクト	◆かなフィルランド～ミュージックプレイパーク（夏期企画） ◆神奈川フィル・ジュニアオーケストラ（冬期企画）
公開リハーサル	神奈川フィルの練習の様子を2階見学ギャラリーから見学できるようにしています。2018年度は年間約50回行っており、大変好評を得ています。
DVD鑑賞会	コンサートだけではなく、映画を見る機会を毎月作ることで音楽ファン以外の新たな利用者層を獲得します。
ロックフェスティバル NEW!	地域で活動するロックグループを招聘し、保土ヶ谷公園とのコラボレーションにて演奏会を実施します。
開館30周年事業 NEW!	当施設開館30周年を迎える2022年に、“開館30周年事業（仮）”として大規模イベントを予定しています。

③ 音楽情報コーナーの充実による地域交流拠点としての機能拡大

- ・期間を限定した上で、音楽情報以外の写真や絵画、書道などの展示を検討。
- ・展示する作品については、ほどがや市民活動センターなどと連携し、地域のサークルや文化活動グループ、障がい者グループによる作品や地域の小学校・中学校の生徒の作品を検討し、募集や依頼を行う。

【事故防止等安全管理】

○安全管理方針

- ①人命を尊重し、法令・規則を遵守します。
- ②施設の予防保守や点検に努め、事故防止に努めます。
- ③マニュアルを作成し、適切な職員教育を行います。
- ④内部管理を徹底します。
- ⑤県立保土ヶ谷公園内の各施設と連携して取り組みます。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

○地域の人材や企業の活用

- ・職員の欠員等により人材を採用する場合は地元のハローワークなどを利用し、原則として当施設に近い地元採用を優先。

- ・業務の委託や資材調達の際は地元企業を最優先とする。
- 地域や地域教育機関との連携体制
 - ・市民活動センターや県立保土ヶ谷公園と連携したイベントを開催する。
 - ・イベントの際は近隣の中学校・高等学校の吹奏楽部に出演を依頼する。

(管理経費の節減等について)

【節減努力等】

千円

年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	5年間総額
県積算額	106,664	104,393	104,393	104,393	104,393	524,236
提案額	106,611	104,354	104,296	104,339	104,382	523,982
差額	53	39	97	54	11	254

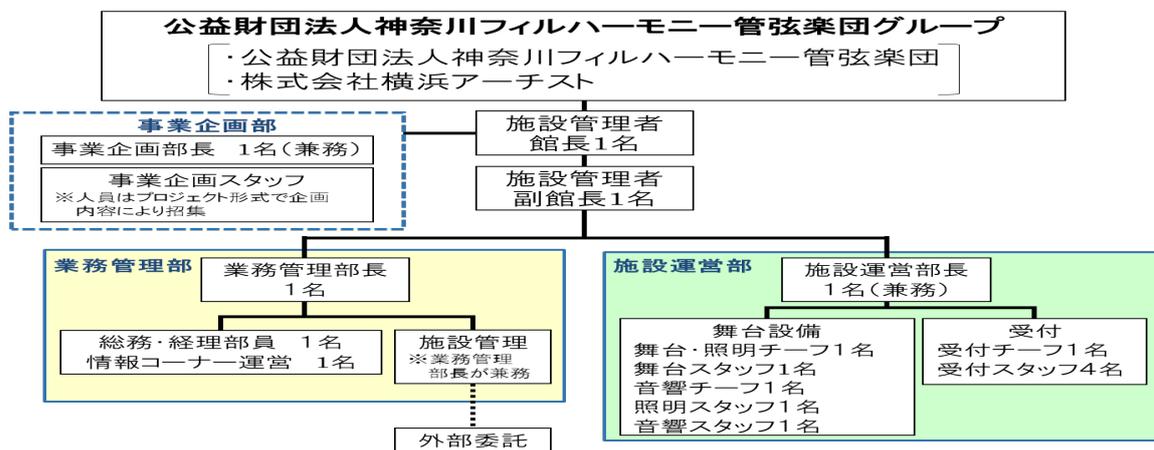
(団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制】

○組織の構成と考え方

- ・「当施設の利用者に対してサービスを提供する接客業である」との認識を基本とし、職員の採用、教育から日常の運營業務まで一貫してホスピタリティを重要視し、顧客満足を生み出し、高める。
- ・利用者の立場に立って、確かな運営と技術でサービスを提供するための管理、教育体制を整え実施。
- ・神奈川フィルと横浜アーティストの共同運営体制を明確にし、その連携を密にしながら一体的な運営を行う中で、当施設に訪れる利用者やコンサート、イベントの来場者とのコミュニケーションを大切にする。

○組織図及び配置人数



【コンプライアンス、社会貢献】

○諸規程の整備及び職員理解と実践

- ・事業運営に必要な諸規程を整備し、規程については適切に従業員に周知し、入社時の説明や教育研修により規程の内容の理解を深める。
- ・社内規程については必要に応じて見直しを行う。
- ・法令や規程の実践を担保するため、法令順守マニュアルや行動指針ハンドブックを職員に配布する。

○CSRについての考え方

- ①社会的な役割を十分に認識した上で事業に臨みます。

- ②利用者の笑顔と感動を増やします。
- ③コンプライアンスを重視し、誠実で公平な行動を意識します。
- ④文化芸術の発信により地域社会への貢献をします。
- ⑤職員に対する健康経営を実施し、明るい職場環境を整えます。

【事故・不祥事への対応、個人情報保護について】

○個人情報管理体制の構築

- ・明確な体制を構築し、個人情報を適切に管理。
- ・コンプライアンスを徹底し、個人情報の適切な管理を推進するために、神奈川フィルの事務局長を個人情報管理責任者として配置。
- ・個人情報をパソコンで管理するため、ネットワークに精通した職員をコンピューター運営担当者に任命し、グループ全体の情報システムの監視・指導を行う。
- ・館長が個人情報保護責任者となり、全職員が個人情報保護を遵守できるように指導・監督し、情報管理体制の水準向上に努める。
- ・個人情報保護が適切に運用されているかを確認するために、個人情報管理責任者による毎月の業務チェックを行う。

【これまでの実績】

○利用者満足度の推移

2016年第1回	2016年第2回	2017年第1回	2017年第2回
94%	96%	100%	95%

○横浜アーティストの管理運営実績

発注者	施設名	最大席数	管理内容	管理期間
神奈川県	神奈川県立 かながわアート ホール	300席 ホール	管理運営	1991年 ～現在
公益財団法人 横浜市体育協会	横浜文化体育館	5200席 アリーナ	舞台関係 業務委託	2000年 ～現在
公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団	横浜にぎわい座	391席 ホール	舞台関係 業務委託	2002年 ～現在
公益財団法人 横浜国際平和会議場	パシフィコ横浜 国立大ホール	5002席 ホール	舞台・運営 業務委託	2006年 ～現在
公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団	横浜美術館	240席 ホール	舞台関係 業務委託	2017年 ～現在

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果						委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 	5	3	4	4	4	3	4	4
	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針 	5	3	4	3	4	3	3	3
	施設の活性化及び利用促進・サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴を活かし、有料公演の増や広報の充実など施設を更に活性化し、人を呼び込むための運営方針、内容等 より多くの利用を図るために行う事業の実施方針、広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 手話言語条例への対応及び外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 利用料金の設定、減免の考え方 	25	20	25	20	20	20	20	20
	自主事業実施に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 	5	4	4	5	3	4	4	4
	事故防止等安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	5	3	4	4	4	3	4	4
	地域との連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5	4	4	4	3	3	4	4

管理経費の節減	節減努力等※1	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) ×25 注1:「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2:評価点は小数点以下切捨てとする。	25							25	25
	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 	5	3	4	3	3	4	3		3
団体の業務遂行能力	財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5							3	3
	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備に関する法規や労働関係法規などの法令順守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。)									
	環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	5	3	4	3	4	3	2		3
	障がい者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方 手話言語条例への対応及び外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 									

社会貢献活動等	・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組								
事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	3	4	3	4	3	3	3
これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定管理者の指定取消しの有無	5	4	4	4	3	3	4	4
合 計		100							80

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

(3) 評価講評

<p>総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。</p> <p>評価できる点としては、次のようなものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの向上に向けて努力が感じられる。 ○ 危機管理体制について、テロ・爆発物等事項別危機管理が盛り込まれている。 ○ 事業計画書について、丁寧にまとめられており、全体的に応募への意欲が強く感じられる。 <p>今後の期待・要望としては、次のようなものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収支計算書の収支計画において、利用料金収入が増加しているため、見込みで終わらせず計画のとおり収入となるよう、努力する必要がある。また、経費の節減でも工夫できる幅がある。 ○ サービスの向上で提案した内容を担保できるよう、業務遂行能力をさらに向上させることを期待する。 ○ 保土ヶ谷という地域に対する視点に加え、県全体の文化活動にも引き続き目を向けてほしい。 ○ 就業規則の取扱いについては、国の法改正の動向等も勘案し、不断の見直しを図る必要がある。

7 議事概要（主要論点）

(1) 申請団体の評点

- ・ 外部評価委員会としての評価点は、各委員による仮採点結果に基づき、それぞれ6の(2)外部評価委員会の採点結果記載のとおり決定とすることで異議なし。

(2) 講評等

<サービスの向上>

(委員)

- サービスの向上に対する取組姿勢として、より前に、新しく、地域の連携を踏まえた上で進もうという意欲が汲み取れた。
- 保土ヶ谷という地域に対する視点に加え、県全体の文化活動にも引き続き目を向けてほしい。

<管理経費の節減>

(委員長)

- 委託業務については、管理経費の節減に向けて検討する必要がある。

<団体の業務遂行能力>

(委員)

- 就業規則を改訂していない部分があったため、早急に改善する必要がある。
- 利用料金収入が、現在よりも増加する見込みとなっており、相応の努力を期待したい。

<総括>

(委員長)

- 本施設は、現状として県民利用施設であるとともに、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の練習にも利用されている施設である。県民の文化芸術に関する活動の振興等を図るための施設であり、施設の役割をしっかりとおさえる必要がある。

(委員)

- 現状、サービスや事業のソフト面は、素晴らしいため、良いものを最大限に活かせるような施設運営を行ってほしい。
- 非常に意欲を感じることができるため、サービスの向上について確実に実行できるよう、現指定管理期間同様に管理をするのではなく、現指定管理期間の課題や反省点、経験を活かし、業務遂行能力を高めて行く必要がある。